第5章　施策の展開

基本方針１　心かようやさしいまちづくり

～障がいや障がいのある方への理解の推進～

市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、社会全体として基盤整備を行い、心かようやさしいまちづくりを進めます。

１　推進基盤の整備

現状と課題

障がいのある方が地域住民との交流機会を増やすための拠点として、熊谷市立障害福祉会館を位置付けていますが、機能の充実には至っていません。今後も引き続き、交流機会の創出と機能の充実に努めます。

各施策の取組

（１）障がいのある方と地域住民との交流の推進

№	施策名	内容	担当課
1	地域住民との交流の推進	障がいのある方と地域住民との交流を図る活動を支援し、交流の機会づくりを進めます。 進捗状況の判断基準項目：後援数　R4実績値：6件　R8目標値：8件	障害福祉課

（２）交流拠点づくり

№	施策名	内容	担当課
2	交流の場としての「熊谷市立障害福祉会館」機能の充実	熊谷市立障害福祉会館は、障がいのある方の交流のための施設であり、その機能を充実させるため、障がい者団体等が行っている活動とともに、交流を目的としたワークショップや講習の機会などの増加に努めます。 進捗状況の判断基準項目：障害福祉会館利用件数 R4実績値：606件 R8目標値：800件	障害福祉課

（３）行政の推進体制の確立

№	施策名	内容	担当課
3	福祉総合相談窓口の設置	複合課題を抱える世帯への支援を行うため、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各福祉分野にとらわれない、包括的な総合支援体制づくりとして、福祉総合相談窓口を設置し、課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
4	庁内各課連携体制の確立	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議を通じて、市の施策や事業に福祉的視点を取り入れるとともに、庁内関係課との連携を図ります。	障害福祉課
5	関係機関との連携体制の確立	本計画を総合的に推進するため、国や県をはじめとして、保健・医療・福祉において近隣市町や関係機関との連携を図ります。	健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課

6	広域行政の推進	埼玉県では、広域的な障害福祉サービス等の必要量を見込むため、「埼玉県障害者支援計画」で、県内を 10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定しており、障がいのある方に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設等を広域的なバランスに配慮して配置しています。北部圏域に位置付けられる本市は、県、関係市町と連携し、施策を進めます。	障害福祉課
7	市民の個人情報保護	個人情報保護法に則り、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について慎重に配慮して業務を行っています。引き続き関係法令に従った適切な取扱いを行います。	庶務課

2　心のバリアフリーの推進

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることが重要です。そのために、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、活動を制限し社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁を取り除いていく必要があります。これまでも、社会的障壁を除去するために、広報活動、交流環境、福祉教育の充実に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き障がいや障がいのある方に対する理解を深めていくように、心のバリアフリーの推進に努めます。

また、「熊谷市手話言語条例」や「読書バリアフリー法」の施行により、手話は言語であるという理解や、読書環境の整備などを通して、心のバリアフリーを進めます。

各施策の取組

（１）理解と交流の促進

№	施策名	内容	担当課
8	交流環境の充実	市民一人一人が自然に障がいのある方と交流し、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるよう、集会施設のバリアフリー化等を支援し、障がいのある方との交流環境の充実に努めます。	市民活動推進課
9	障害者週間における啓発	国では「障害者基本法」において、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定め、障がいのある方の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がいのある方に対する理解を深めるための運動を展開しています。 「障害者週間」を中心に、市民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及に関する事業を実施します。	障害福祉課
10	知的障がいのある方への理解の推進	知的障がいに対する理解はいまだ成熟しておらず、知的障がいのある方やその家族も社会の中で、偏った見方をされることがあります。このような思いが解消されるよう、地域社会において、「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。	障害福祉課

11	精神障がいのある方への理解の推進	精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいも含む）や様々な理由から精神保健に課題を抱える方が増えています。地域でともに暮らしていくために、精神保健事業を充実させるなど、必要に応じ保健所等と連携しながら、精神障がいのある方に対する「心のバリアフリー」を進めるための施策に努めます。	熊谷保健センター 障害福祉課
12	日常生活時におけるヘルプマークや愛のワッペン、ヘルプカード等の周知、活用促進	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう埼玉県において作成された「ヘルプマーク」や障がいのある子ども向けの「愛のワッペン」、障がいのある方や高齢者が災害時や日常生活の中で、障がいや病気について周囲の人に伝え、支援を求めるための「ヘルプカード」について、日常生活においても活用されるよう、周知・啓発に努めます。	障害福祉課 こども課

<table>
<tr>
<td>13</td>
<td>心のバリアフリーの普及啓発
［再掲（152）］</td>
<td>点字ブロック上への放置自転車など、せっかくの施設・設備も周囲の人も含めて理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者による講話や、車椅子などを用いた体験学習をする「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。
<table>
<tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr>
<tr><td>心のバリアフリー教室
開催
団体数</td><td>8団体</td><td>10団体</td></tr>
</table>
</td>
<td>都市計画課
障害福祉課</td>
</tr>
</table>

（２）　福祉教育の充実

№	施策名	内容	担当課
14	福祉教育の充実	障がいのある方の理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要です。 保育所（園）、幼稚園、学校教育を通じて、ボランティア・福祉教育を進め、幼少期から社会福祉への関心を持ち、共に生きていこうとする心と態度を身に付けられるよう、障がい者施設の訪問や、車椅子の乗車などを通して、命の尊厳や障がいのある方への思いやりの心を子どもたちに学ばせるなど、福祉教育が充実するよう努めます。 また、社会福祉協議会では、市内の各保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、福祉の心を育む支援を進めます。	福祉総務課 保育課 学校教育課

進捗状況の判断基準 項目	R4実績値	R8目標値
福祉協力指定校数	76校	84校



題名「　写真立て　」



（３）手話言語条例に基づく取組

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>15</td><td>手話への理解及び手話の普及の促進</td><td>手話への理解及び手話の普及の促進のため、広報やホームページ等でＰＲし、毎年開催している手話講習会については、啓発活動を通して、参加数の増加を図ります。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>手話講習会受講人数</td><td>37人</td><td>50人</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>16</td><td>手話による円滑な情報の発信及び取得</td><td>引き続き、市職員への手話研修の機会を確保します。また、市内事業者に対しても、広く手話の通用が図られるよう、研修の機会の充実に努めます。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>手話研修受講者</td><td>12人</td><td>12人</td></tr><tr><td>手話講演会受講者</td><td>32人</td><td>47人</td></tr></table></td><td>職員課
障害福祉課</td></tr>
<tr><td>17</td><td>手話による意思疎通の支援</td><td>引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行い、意思疎通の支援に努めます。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>手話通訳派遣件数</td><td>599件</td><td>600件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

（４）視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）に基づく取組

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>18</td><td>図書館サービスの充実</td><td>視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備を推進するため、大活字本、点字図書、映像、録音資料などを充実させていくとともに、マルチメディアDAISY図書の収集に努めます。また、さわる絵本・布絵本など障がいのある子どもが利用しやすい本の収集に努めます。
図書館への来館が困難な利用者に向けて、個人及び団体への図書の配本サービスを促進します。
パソコンやスマートフォンから利用できる図書館電子書籍を充実させて、来館が困難な利用者向けのサービスとしても提供を図ります。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>大活字本冊数</td><td>3,129冊</td><td>4,000冊</td></tr><tr><td>点字図書冊数</td><td>31冊</td><td>100冊</td></tr></table></td><td>市立図書館</td></tr>
<tr><td>19</td><td>人材の育成</td><td>視覚障がい者等の円滑な図書館利用のための支援に関わる研修への参加など、職員の人材育成や資質の向上に努めます。</td><td>市立図書館</td></tr>
</table>

3　支える人づくり

現状と課題

障がいのある方の生活を支援していくためには、その障がいの特性を理解し、特性に応じた支援が行える人材の育成や確保が必要になります。引き続き、地域における福祉のニーズに合った専門的な人材を育成するとともに、ボランティアの確保に努めます。

また、市の職員も障がいのある方の立場を理解して、福祉の心をもって市民に接するよう資質を向上していく必要があります。今後も、手話研修や人権問題研修を通して、人材の育成に努めます。

各施策の取組

（１）人材の育成・確保

№	施策名	内容	担当課
20	専門的人材の育成・確保	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育成し、確保していくことが欠かせません。サービス事業所の連絡会等と連携し、介護人材や福祉人材の育成や確保に努めます。 また、手話講習会等の開催に取り組み、手話通訳者、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳奉仕員など、専門的人材の確保と資質向上に努めます。	障害福祉課
21	職員研修の充実	聴覚障がいのある方の立場を理解し、安心して意思の疎通ができるように、市職員の手話研修を実施しています。人にやさしい思いやりのある職員を育成するため、研修の充実を図ります。	職員課

（２）市民活動の支援

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>22</td><td>ボランティア講座の充実</td><td>社会福祉協議会のボランティアセンターでは、様々なボランティア講座を行っています。
ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性が期待され、講座には、社会貢献活動に興味を持っている市民の参加が見込まれます。ボランティア講座や市民活動講座の開催を通じて、市民活動への積極的な参加を支援します。

<table><tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>講座開催数</td><td>60回</td><td>98回</td></tr></table></td><td>市民活動推進課
福祉総務課</td></tr>
<tr><td>23</td><td>市民活動情報の提供</td><td>ボランティア等の市民活動を依頼するとき、また、その活動に参加するときなど、より多くの情報が求められます。社会福祉協議会では、ホームページやボランティアセンター窓口及び同センターの SNS で情報提供を行い相談に応じます。市では、ホームページで市民活動の情報サイトに登録された NPO やボランティア団体等の紹介を進めます。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として団体の紹介や活動を支援します。</td><td>市民活動推進課
福祉総務課</td></tr>
</table>

４　権利擁護の取組

現状と課題

「障害者差別解消法」が施行されたとはいえ、障がいのある方への差別が解消されたとはいえません。引き続き、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供などについて普及活動を行い、障がいのある方への差別解消の推進を図ります。

また、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方の中には福祉サービスの利用や金銭管理の不安を抱えている方もいます。このような方々が安心した生活が送れるように、今後も権利擁護に取り組むと同時に、成年後見制度の普及にも取り組みます。

各施策の取組

（１）権利擁護事業の推進

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>24</td><td>権利擁護事業の普及</td><td>判断能力の不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うあんしんサポートねっと事業及び成年後見制度を必要とする方の相談、手続の支援を行う熊谷市成年後見センターの各事業の実施主体である熊谷市社会福祉協議会と連携し、事業の普及、促進を図ります。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>あんしんサポートねっと事業利用契約者数</td><td>29件</td><td>40件</td></tr>
</table></td><td>福祉総務課
長寿いきがい課
障害福祉課</td></tr>
</table>

25	成年後見制度の普及 ［再掲（70）］	高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。	長寿いきがい課 障害福祉課

（２）障がいのある方への虐待防止

№	施策名	内容	担当課
26	虐待防止センターの活用	民間委託により運営している障害者相談支援センターに虐待防止センターの機能を付加し、24時間体制で受付相談が可能な体制を整え、迅速な対応を行い、相談者を支援します。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 虐待相談件数 / 5件 / 5件	障害福祉課

（３）障がいのある方に対しての差別の解消

№	施策名	内容	担当課
27	相談及び紛争防止などの支援体制の充実	地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことに対する相談窓口を障害福祉課へ設け、相談体制の充実を図るとともに、紛争防止などの支援の充実に努めます。	障害福祉課

28	職員対応要領に基づく差別解消の推進	市職員が法律の趣旨を理解し、適切な対応をとることができるよう、職員の責務や相談体制、研修等について定めた「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成28年4月に作成しました。同要領により、職員に対し、必要な研修・啓発等を行い、差別解消の推進を図ります。	職員課
29	啓発活動の推進	障害者差別解消法及び合理的配慮の理解を促進するため、人権啓発パンフレット「わたしたちにできること」の作成、市民対象の公民館研修の実施、障害者差別解消法についてホームページ等で紹介するなど、啓発活動に努めます。	人権政策課 障害福祉課 社会教育課
30	市の事務事業における「合理的配慮」の励行	障がいのある方とない方の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供する「合理的配慮」について、市の事務事業を再確認し、励行に努めます。	全課

5　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

現状と課題

障がいのある方が地域へ参加していく環境整備として、インターネットによる情報提供など効果的な情報システムを構築してきましたが、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行により、全ての障がいのある方が必要とする情報を取得し、利用できる環境の整備に努めます。

各施策の取組

（１）情報提供体制の確立

№	施策名	内容	担当課
31	障がいのある方への効果的な情報提供	障がいのある方への公的サービスをまとめた『明日へのはばたき』(しおり)を作成し、新たな障害者手帳取得者等に配布します。 視覚障がいのある方には、点字と音声による『市報くまがや』や『くまがや市議会だより』を作成・提供します。聴覚障がいのある方には、メール配信サービス「メルくま」を活用して効果的な情報提供を行い、また、市政に関する重要事項等については、文字による発信とともに、手話通訳の導入を図ります。 市ホームページのよくある質問ＦＡＱを活用するなど障がいのある方に必要と思われる情報を効果的に伝えられるように、研究・検討を進めます。	政策調査課 広報広聴課 障害福祉課 議会事務局
32	広報活動の充実	『市報くまがや』や『市ホームページ』をわかりやすく構成し、障がいのある方に対しても読みや	広報広聴課

<table>
<tr><td></td><td></td><td>すい紙面づくりに努め、広報活動の充実を図ります。</td><td></td></tr>
<tr><td>33</td><td>点字・声の広報等発行事業［再掲（79）］</td><td>文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点訳、声の広報等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送る上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。</td><td>広報広聴課</td></tr>
<tr><td>34</td><td>奉仕員養成研修事業［再掲（80）］</td><td>手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。<table><tr><td>進捗状況の判断基準項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>手話講習会修了者数</td><td>33人</td><td>40人</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>



題名「　自分の意志で龍（たつ）」

基本方針２　いきいき暮らすまちづくり
～障害福祉サービスの提供による切れ目のない支援～

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域で暮らしていくためのサービスを充実させ、障がいのある方自らが、サービスを主体的に選択することにより、いきいき暮らすまちづくりを進めます。また、障害者支援施設に入所している障がいのある方や、精神科病院に入院していて条件が整えば地域での生活が可能な精神障がいのある方についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができるように環境の整備に努めます。

１　相談体制の整備

現状と課題

障害のある方やその家族は、日常生活や福祉サービスの利用等に関する多様な問題を抱えています。これまでも、様々な相談に対し、適切な支援を提供できるように、熊谷市障害者基幹相談支援センター（くまさぽ）や障害者相談支援センターの整備を行ってきました。引き続き熊谷市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。

各施策の取組

（１）相談体制の整備

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>35</td><td>障害者相談支援センターの充実</td><td>障がいのある方が、様々な心配事を相談できる障害者相談支援センターを設置し、様々な相談に対応するとともに、障がいのある方による相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れ充実を図ります。
また、障害者虐待防止法に規定されている「障害者虐待防止センター」の役割を当センターが担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>障害者相談支援センターの相談件数</td><td>2,586件</td><td>2,500件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>36</td><td>基幹相談支援センター（くまさぽ）の充実</td><td>障がいのある方やその家族などからの身近な相談窓口として熊谷市役所内に設置しています。相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことで、より一層の相談体制の充実を図ります。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>基幹相談支援センター相談件数</td><td>1,041件</td><td>1,000件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>37</td><td>障害者差別解消法に関する相談窓口の充実</td><td>「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、引き続き、市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口を職員課、教育総務課、消防</td><td>職員課
障害福祉課
教育総務課
消防総務課</td></tr>
</table>

		総務課に設置するなどし、相談体制の充実を図ります。	
38	熊谷市消費者安全確保推進会議による連携推進	障害者虐待防止法第43条に規定する「財産上の不当取引による被害の防止」について、熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、消費生活センターを含む関係部署の連携を推進することで、複合的・専門的な相談サポート体制の強化を図ります。	市民活動推進課
39	ケアラーへの支援の推進	ケアラーについて、広報を通じた周知を図るとともに、相談があった場合には、適切な関係機関へつなぐようにします。また、ケアラーが孤立しないよう家族介護教室を開催するとともに、「自立支援協議会」等で個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、包括的相談支援体制を構築します。	長寿いきがい課 障害福祉課

2　福祉サービスの充実

現状と課題

共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていけるように、引き続き障害福祉サービスの充実を進めます。また、難病患者や発達障がい及び高次脳機能障がい者、強度行動障がい者、各種依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）についても障害者

総合支援法に基づく支援給付の対象であることから、障がいの特性に配慮した障害福祉サービスの提供を行っていきます。

各施策の取組

（１）日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）

№	施策名	内容	担当課
40	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、及び相談や助言等の生活全般の援助を行います。	障害福祉課
41	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害福祉課
42	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害福祉課
43	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行して移動等の支援を行います。	障害福祉課

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>44</td><td>療養介護</td><td>医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>45</td><td>生活介護</td><td>常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>46</td><td>短期入所
（ショートステイ）</td><td>自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>47</td><td>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</td><td>自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>48</td><td>就労移行支援
［再掲（127）］</td><td>一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>49</td><td>就労定着支援
［再掲（128）］</td><td>一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>50</td><td>就労継続支援
（A型・B型）
［再掲（133）］</td><td>一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>51</td><td>福祉サービス提供事業所の確保</td><td>埼玉県が指定するサービス事業所開設に当たり、本計画を踏まえた意見書を作成することで、利用見込数に応じた事業所数の確保を図ります。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>サービス提供事業所開設のための意見書作成件数</td><td>9件</td><td>5件</td></tr>
</table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>52</td><td>施設入所支援
（障害者支援施設での夜間ケア等）</td><td>施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

（２）住まいの場の確保（居住系サービス）

№	施策名	内容	担当課
53	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
54	自立生活援助	居宅における自立した生活を営む上での問題等について、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談助言を行います。	障害福祉課

（３）補装具の援助

№	施策名	内容	担当課
55	補装具の援助 ［再掲（122）］	障がいのある方が暮らしやすくなるよう、必要な補装具費の支給を行います。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 補装具支給件数 / 346件 / 350件	障害福祉課



題名「　金　魚　」

（４）各種福祉サービスの支援

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>56</td><td>障害児・者生活サポート事業の推進
［再掲（158）］</td><td>障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎　サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>生活サポート利用登録者数</td><td>1,295人</td><td>1,350人</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>57</td><td>配食サービス事業の推進</td><td>自分で昼食の支度をすることが困難で、同居の親族などからも食事の提供が受けられない重度心身障がいのある方に、サービスを提供するとともに、日常の安否を確認します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>58</td><td>生活ホーム事業の支援</td><td>家庭環境や住宅事情などによって、自立した生活が困難な身体及び知的障がいのある方に、地域での自立生活を支援するため、生活の場を提供し、生活面での指導や援助を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>59</td><td>あんしんコールの整備</td><td>ひとり暮らしで重度の身体障がいのある方への緊急通報装置（あんしんコール）の設置を支援します。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>利用者数</td><td>317人</td><td>360人</td></tr></table></td><td>長寿いきがい課
障害福祉課</td></tr>
<tr><td>60</td><td>難病患者に対する施策</td><td>埼玉県発行の「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「指定疾患医療受給者証」を有し、治療を受けている方に</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>対して１回に限り見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>難病患者見舞金支給
人数</td><td>172人</td><td>180人</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>61</td><td>自作品の出店の機会の創出</td><td>現行の社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」や他の市民参加のイベント等への参加による自作品の出店等の促進を図りつつ、公共施設等への安定的な出店についても継続課題とし、社会生活や人的交流の楽しさを感じる機会の創出に努めます。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>62</td><td>福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援
［再掲（155）］</td><td>重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>タクシー制度利用枚数</td><td>7,885枚</td><td>7,890枚</td></tr><tr><td>燃料制度支給件数</td><td>1,669件</td><td>1,670件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

（５）　その他支援メニューの周知

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>63</td><td>各種軽減制度</td><td>障害者手帳の種類や程度に応じ、ＪＲ・私鉄・有料道路及びタクシー運賃などの割引や、税金の控除、ＮＨＫ受信料の免除、点字郵便物などの無料扱い、「ゆうゆうバス」の利用料免除など様々な割引制度があり、周知の徹底を図ります。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>有料道路料金の割引申請件数</td><td>840件</td><td>840件</td></tr>
<tr><td>NHK受信料の減免申請件数</td><td>141件</td><td>140件</td></tr>
</table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>64</td><td>年金・手当制度の周知
［再掲（124）］</td><td>障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>65</td><td>障害者のしおり「明日へのはばたき」による各種支援メニューの周知</td><td>障害者のしおり「明日へのはばたき」は、障害者手帳交付の際に配布する、障がい者支援メニュー全般を紹介した情報誌です。障がいのある方の生活支援のため、広く情報収集に努め、わかりやすく、かつ、詳しい内容が掲載されるよう、充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>66</td><td>福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」の内容充実</td><td>福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」は、事業所紹介誌として、重要な役割を果たしています。よりわかりやすい表記で、かつ詳しい内容が掲載されるよう充実に努めます。また、ホームページに掲載し、最新の情報を盛り込めるよう努めます。</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

67	外出支援マップの作成	障がいのある方が安心して外出できるよう、駐車場の状況やトイレなどの所在をわかりやすく示した外出支援マップの作成に努めます。	都市計画課

3　地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

現状と課題

地域生活支援の拠点づくりとして、地域にある社会資源を最大限に活用するとともに連携体制を強化し、体制の整備に努めます。自立を希望する障がいのある方が地域生活への移行に伴い、地域で安心して暮らしていくためには、自立に係る相談の場や一人暮らし又はグループホームの入居など体験の機会及び場の提供並びに短期入所など緊急時の受入対応体制の確保など様々な課題があります。障がいのある方の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、地域拠点の整備を進めていきます。また、相談支援を中心として障がいのある方等が、学校からの卒業、就職などの生活環境の変化の機会にあわせて支援が途切れることがないように中長期的視点に立って継続した支援を進めていきます。

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障がいのある方（発達障がい及び高次脳障がいを含む）が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

各施策の取組

（１）地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>68</td><td>地域生活支援拠点の整備</td><td>障害福祉サービス事業所をはじめとするあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の整備に努めます。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>地域生活支援拠点登録
事業所数</td><td>20事業所</td><td>25事業所</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>69</td><td>相談支援事業</td><td>障がい者福祉に関する様々な問題について、障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>70</td><td>成年後見制度の普及
［再掲（25）］</td><td>高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>成年後見等市長申立
件数</td><td>6件</td><td>26件</td></tr></table></td><td>長寿いきがい課
障害福祉課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>71</td><td>コミュニケーション支援事業</td><td>引き続き、聴覚障がいのある方の社会参加と福祉の増進を図るため、手話通訳派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行います。また、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>72</td><td>日常生活用具給付等事業
［再掲（122）］</td><td>重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>日常生活用具支給件数</td><td>4,458件</td><td>4,640件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>73</td><td>移動支援事業
［再掲（156）］</td><td>屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>74</td><td>地域活動支援センター事業</td><td>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を通して、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>75</td><td>訪問入浴サービス事業</td><td>家庭での入浴が困難な身体障がいのある方の居宅に、簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>76</td><td>知的障がい者職親委託制度</td><td>・知的障がいのある方の更生援護に理解を有する個人事業主等が、障がいのある方を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>77</td><td>日中一時支援事業</td><td>日中、障がいのある方や子どもを障害福祉サービス事業所や地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>78</td>
<td>芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）［再掲（143）］</td>
<td>障がいのある方が生きがいづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境整備や必要な支援を行います。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>障がい者作品展出展者数</td><td>302人</td><td>305人</td></tr>
</table>
</td>
<td>障害福祉課</td>
</tr>
<tr>
<td>79</td>
<td>点字・声の広報等発行事業［再掲（33）］</td>
<td>文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点字版・音声版の発行等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送る上で、必要度の高い情報等を定期的に提供します。</td>
<td>広報広聴課</td>
</tr>
<tr>
<td>80</td>
<td>奉仕員養成研修事業［再掲（34）］</td>
<td>手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>手話講習会修了者数</td><td>33人</td><td>40人</td></tr>
</table>
</td>
<td>障害福祉課</td>
</tr>
<tr>
<td>81</td>
<td>自動車運転免許取得費・改造費補助事業</td>
<td>身体障がいのある方が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする場合に費用の一部を助成します。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>補助金支給状況（自動車免許）</td><td>1人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>補助金支給状況（自動車改造）</td><td>3人</td><td>7人</td></tr>
</table>
</td>
<td>障害福祉課</td>
</tr>
</table>

82	生活訓練等事業	地域支援事業との連携を図り、生活機能の低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。また、医療機関、介護保険施設や県の「総合リハビリテーションセンター」をはじめ、高度なリハビリテーションを行う専門機関と連携し、障がいの軽減や二次的障がいの予防に努めます。	障害福祉課

（２）医療環境の充実

№	施策名	内容	担当課
83	医療体制の充実	救急医療体制を確保するため、関係機関と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。また、医療保護入院が必要な精神障がいのある方で、本人及び家族が入院の可否の意思表示ができない場合に、市長同意書を交付し緊急対応を支援します。 進捗状況の判断基準 項目 / R4実績値 / R8目標値 市長同意交付件数 / 20件 / 20件	健康づくり課 障害福祉課
84	在宅医療体制の充実	訪問看護事業所の協力を得ながら、在宅医療体制の充実を図ります。また、歯科訪問診療体制の充実を図ります。	健康づくり課 長寿いきがい課
85	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	生活習慣病予防の普及啓発を図るとともに、各種検診、健康相談等の保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。	熊谷保健センター 母子健康センター

86	精神疾患の早期発見予防	心の健康に問題が生じている本人やその家族、関係者を対象とした「こころの健康相談・ひきこもり相談」を定期的に開設し、問題点の整理や心理的負担の軽減を図ります。精神疾患（高次脳機能障がいを含む）を抱える方が適切に治療につながるよう、関係部署・関係機関との連携に努めます。また、インターネットで手軽にストレス度や必要な相談機関の案内を表示するシステム「こころの体温計」の運用を継続します。	熊谷保健センター
87	自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の３つで構成されています。 自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を進めます。	障害福祉課
88	重度心身障害者医療費助成制度の推進	心身に重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費負担の一部負担額（自己負担分）を助成します。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 利用登録者数 / 3,544人 / 3,500人	障害福祉課

（３）地域移行・定着の推進

№	施策名	内容	担当課
89	地域移行・定着の推進	施設入所している、又は精神科医療機関に入院している精神障がいのある方の地域移行・定着を進めるため、障がいについて理解を深め、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。	熊谷保健センター 障害福祉課

4　住宅環境の整備

現状と課題

障がいのある方が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るには、障がいのある方だけでなく、介護者の負担を軽減できるよう住宅環境の整備が必要となります。これまでも、障がいのある方の日常生活に適するように住居の整備を促進してきました。引き続き住宅環境の整備を支援します。

各施策の取組

（１）住宅環境の整備促進

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>90</td><td>重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進</td><td>下肢又は体幹機能障がいのある障害等級2級以上の方を対象に、居宅改善の資金を援助します。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>支給件数</td><td>1件</td><td>1件</td></tr>
</table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>91</td><td>高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進</td><td>高齢者と障がいのある方を対象に、居住する住宅の整備について、資金の貸付けを行います。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>利用者数</td><td>0人</td><td>1人</td></tr>
</table></td><td>長寿いきがい課
障害福祉課</td></tr>
</table>

92	障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	本市には現在、6団地735戸の市営住宅がありますが、一部の市営住宅では、高齢者及び車椅子用住宅としてエレベーターの設置、車椅子対応の浴室、玄関の引戸、台所の高さ調整機能付流し台、手すりの設置等の整備をしています。また、市営住宅を長期的に使用し、ライフサイクルコストを縮減するため平成23年2月に「熊谷市営住宅等長寿命化計画」を策定し、令和 2年度に新たな計画を作成しました。今後も、高齢者及び車椅子利用者等に配慮した住宅の整備に努めます。	営繕課

基本方針３　すこやかに育むまちづくり

～障がい児に対するきめ細かい支援体制の確保～

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障害児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子どもとその家族（以下「障がい児等」という。）に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

1　障がい児相談支援の提供体制の確保

現状と課題

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たり関係機関をつなぐ中心として、重要な役割を担っています。障害者基幹相談支援センターを活用し、質の確保及びその向上に努めます。

各施策の取組

（１）障がい児相談支援の提供体制の確保

№	施策名	内容	担当課
93	児童発達支援センターや　障害児相談支援事業所による相談支援［再掲（107）］	発育・発達に不安や心配のある児童とその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「児童発達支援センター」及び児童のモニタリングを行う障害児相談支援事業所の専門員による、きめ細かい支援を行います。早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。	障害福祉課
94	障害児通所支援事業所による育児相談支援	障害児通所支援事業所による障がいのある子どもへの生活訓練などの支援とともに、保護者への育児相談支援も行います。	障害福祉課
95	乳幼児　の　療育相談体制の充実	障がいにより療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対して、訪問や面接を行い療育相談の充実を図ります。	母子健康センター
96	障がいのある子どもの療育相談の充実	「あかしあ育成園」において、障がいのある子どもや発達に遅れのある子ども、また疾病を原因として長期にわたり療養を必要とする子どもの保護者に対して、療育相談や障がいのある子どもの親が抱えている様々な悩みの専門相談を行います。	保育課

2　地域支援体制の構築

現状と課題

障害児通所支援事業所等における障がいのある子どもに対する支援について、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供することが必要です。埼玉県指定の中核発達支援センターと連携し、地域における支援体制の整備に努めます。

各施策の取組

（１）地域支援体制の構築

№	施策名	内容	担当課
97	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数 / 3事業所 / 4事業所	障害福祉課
98	医療型児童発達支援	児童発達支援、発達段階に応じた定期的な訓練及び健康管理などを行います。	障害福祉課
99	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	障害福祉課
100	放課後等デイサービス	授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数 / 4事業所 / 5事業所	障害福祉課 学校教育課

3　保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

現状と課題

障がいの早期発見及び支援並びに健全な育成を進めていくため、行政内部の福祉担当部局、子育て支援担当部局及び保健医療担当部局で緊密な連携を図るとともに、熊谷保健所や民間の障がい児通所支援事業所等の関係機関についても連携を図ります。

さらに、就学時及び卒業時においても、支援が円滑に引き継がれるように、学校、障害児通所支援事業所等、障害児相談支援事業所及び就労移行支援施設、就労継続支援Ａ型及びＢ型施設（以下「就労移行支援事業所等」という。）などが緊密な連携を図ることに努めます。

各施策の取組

（１）健康診査の充実

№	施策名	内容	担当課
101	疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早期発見・早期治療・早期療育	乳幼児健診やその他の事業を通して、疾病や発育発達上心配がある乳幼児を早期発見し、医療につなげ、専門職による助言等の支援を行います。	母子健康センター

（２）地域療育体制の整備

№	施策名	内容	担当課
102	機能訓練・保育の充実	「あかしあ育成園」において、未就学の心身に障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、理学療法士による機能訓練を行います。また、併せて保護者にも訓練の方法、子どもへの対処の仕方を指導するなど、様々な保育を通して、日常生活能力の向上や集団生活への適応の指導を行います。	保育課
103	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	心身障害児通園施設として、「あかしあ育成園」の施設整備と機能整備の充実を図ります。	保育課
104	保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保	障がいのある子どもが集団生活に適応していくための支援として、訪問支援員を派遣するとともに、訪問施設等の受入体制の確保に努めます。	障害福祉課 保育課 学校教育課
105	発達障がい児等に関する支援	地域の支援機関等（保育所や障害福祉サービス事業所等）と連携し、支援効果のあるペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による支援の確保に努めます。 ※　ペアレントプログラム：育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。	障害福祉課

<table>
<tr><td>106</td><td>医療的ケア児等への支援体制の確保
［再掲（119）］</td><td>医療的ケアを必要とする障がい児者や重度心身障がい児者とその家族を地域全体で支援していくため、医療的ケア児等コーディネーターや、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関と連携、協議し、支援体制の充実に努めます。<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>医療的ケア児等支援者連携会議開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>107</td><td>児童発達支援センターによる相談支援
［再掲（93）］</td><td>発育・発達に不安や心配のある児童及びその家族への相談支援やピアカウンセリング機能を持つ「児童発達支援センター」について、実施事業所と連携し、利用体制の整備に努めます。</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

（３）学校教育の充実

№	施策名	内容	担当課
108	就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障がいのある幼児・児童・生徒の障がいの特性を的確に把握し、保護者に通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の教育課程（学習内容等）の情報提供をするとともに、本人・保護者と合意形成が図れるよう、指導・助言をしています。早期から相談に応じ、一人一人に適した教育が受けられるよう、就学相談など活動の充実を図ります。	学校教育課

109	特別支援教育の充実	小・中学校の特別支援学級では、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどのある児童・生徒一人一人の障がいの状態や適性に応じて指導する教育課程の編成や個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成して指導・支援しています。障がいのある児童・生徒が可能な限り積極的に社会に参加し、自立できるよう、継続して特別支援学級の充実を図ります。	学校教育課
110	交流及び共同学習の推進	障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒が一緒に学習に取り組むことや学校生活を送ること等、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。 現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。障がいのある児童・生徒の経験を広げ、社会性を身に付け、好ましい人間関係を築けるよう、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。 また、授業においてタブレット端末の活用等により、難聴や弱視の子どもたちの支援に努めます。	学校教育課

111	通級による指導の充実	きこえやことばに課題がある児童・生徒の指導・支援のために熊谷西小学校内に難聴・言語障がい通級指導教室を、また、学習面や行動面に課題がある児童・生徒の指導・支援のために、熊谷西小・石原小・吉岡小・三尻小・妻沼小・富士見中・大麻生中・三尻中・妻沼東中内に、発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置し、一人一人の課題に応じた個別指導を進めることによって、その子の能力を最大限に発揮できるように努めます。 通級を利用する児童・生徒の在籍学級担任と連携を図りながら、一人一人を見守り、その力を伸ばすよう努めます。	学校教育課
112	巡回支援専門員による支援	小・中学校等を訪問し、障がいのない児童・生徒との集団生活適応のための専門的な支援を行います。	学校教育課

4　インクルーシブ教育の推進

現状と課題

障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援を活用し、保育所、幼稚園、小学校及び特別支援学校などが「育ちの場」として協力できるよう、障がいのある子どもへのインクルーシブ教育を推進します。

各施策の取組

（1）インクルーシブ教育の推進

№	施策名	内容	担当課
113	インクルーシブ教育の推進	共生社会の実現のためには、障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒が同じ場で学ぶことが大切です。そのために、就学相談や教育相談の充実を図りながら、一人一人の「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組みます。また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ります。	学校教育課
114	障がいのある子どもの保育の充実	市内全ての公立・民間保育所で、集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れる統合保育を実施しています。引き続き、関係機関と連携を図りながら、配慮が必要な児童に対して適正な保育を行うため、公認心理師等による保育所等への巡回相談のほか、加配保育士の活用等により、子ども一人一人に応じた保育が実施できるよう努めます。	保育課

115	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
116	幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進	障がいのある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細かい支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人とのかかわりを広げることも大切です。受入れを促進するために、早期からの相談活動の充実と、学習環境の整備を図ります。	学校教育課
117	学童保育の充実	市立児童クラブ、民間学童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある子どもの受入れをします。安心、安全な保育に配慮し、障がいのある子どもの受入れを継続します。	保育課
118	学校施設のバリアフリー化の推進	市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童・生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、多機能トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、バリアフリー化の推進に努めます。	教育総務課

5　特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

現状と課題

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な障がいのある子どもが、身近な地域にある障害児通所支援事業所等においての適切な支援やサービスが受けられるように、障害者基幹相談支援センター、発達支援センター及び埼玉県医療的ケア児等支援セ

ンター（地域センター）と協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制の充実に努めます。

また、常時介護や医療的ケアの必要な障がいのある子どもの介護を行う家族への負担軽減のためレスパイトケアを支援します。虐待を受けた障がいのある子どもに対しては、状況に応じたきめ細かい支援を行うように努めます。

各施策の取組

（１）特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

№	施策名	内容	担当課
119	医療的ケア児等への支援体制の確保 ［再掲（106）］	医療的ケアを必要とする障がい児者や重度心身障がい児者とその家族を地域全体で支援していくため、医療的ケア児等コーディネーターや、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関と連携、協議し、支援体制の充実に努めます。	障害福祉課
120	医療的ケア児等を介護する家族のためのレスパイトケア	常時介護や医療的ケアの必要な障がいのある子どもの介護を行う家族への負担軽減のために、受入事業所へ補助金を支給します。 進捗状況の判断基準項目：補助金支給状況（利用者数）／R4実績値：14名／R8目標値：24名	障害福祉課
121	医療的ケア児等の停電時の電源確保	在宅で人工呼吸器・機械式排痰補助装置・在宅酸素・吸引器など、電気を必要とする医療機器を使用して生活している医療的ケアを必要とする子ども等が、災害時等による停電に備えるための非常用電源を日常生活用具として支給します。	障害福祉課

6　経済的支援

現状と課題

障がいのある子どもの障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用の公費負担を行っているほか、重度の障がいのある子どもの生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用の公費負担を行っています。

また、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成しています。

各施策の取組

（１）経済的支援

№	施策名	内容	担当課
122	補装具費支給事業・日常生活用具給付等事業 ［再掲（55・72）］	障がいのある子どもの身体の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や、修理、借受けに対する費用を援助する補装具費支給事業や、重度の障がいのある子どもの生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用を援助する日常生活用具給付等事業を引き続き行います。	障害福祉課

進捗状況の判断基準項目	R4実績値	R8目標値
補装具支給件数	346件	350件
日常生活用具支給件数	4,458件	4,640件

123	補聴器購入助成	障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の発育を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課
124	年金・手当制度の周知 ［再掲（64）］	障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。	障害福祉課

基本方針4　生きがいのあるまちづくり
～障がい者の就労支援･社会参加への支援～

障がいのある方が生きがいを持ちながら社会で暮らしていくために、就労の場を確保できるための支援を行うとともに、スポーツ、文化、芸術活動など様々なイベント等に参加できるように社会基盤の整備を行い、生きがいのあるまちづくりを進めます。

1　就労の場の確保

現状と課題

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立した生活をするためには、非常に大切なことです。これまでも、障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、障害者就労支援センターを通じて支援してきました。

また、一般就労が困難な方に対しては、就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障がいの程度や適性に応じた能力を開発する訓練を行い、一般就労をした方に対しては、就労定着支援で企業を含めた連絡体制を確保し、定着が図れるよう必要な支援を行ってきました。引き続き、適性に応じた就労の場が確保できるように支援するとともに、就労先に定着できるように支援を進めます。

さらに、雇用主に対しては、障害者雇用促進法に基づき、短時間労働や障害特性への配慮など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備を促進します。

各施策の取組

（１）一般就労の支援

№	施策名	内容	担当課
125	雇用の場の拡大	障がいのある方の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワーク等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障がい者雇用の啓発活動を行い、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりを促進します。	企業活動支援課
126	就労支援施策の推進	障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、障がいのある方、その家族、事業主等からの就労全般にわたる相談に応じ、能力開発から就労まで一貫して支援するため、障害者就労支援センターを設置しています。引き続き障がいのある方の就労へ向けた支援の充実を図ります。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 熊谷市障害者就労支援センター相談件数 / 1,367件 / 1,400件 福祉施設から一般就労へ移行する障がい者数 / 8人 / 15人	障害福祉課
127	就労移行支援 ［再掲（47）］	一般企業等への就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課

<table>
<tr>
<td>128</td>
<td>就労定着支援
［再掲（48）］</td>
<td>一般就労へ移行した方に対し、相談支援や企業訪問を行い、就労定着のための課題の把握と関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。
<table>
<tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr>
<tr><td>就労定着率が7割以上の
就労定着支援事業所数</td><td>1事業所</td><td>1事業所</td></tr>
</table>
</td>
<td>障害福祉課</td>
</tr>
<tr>
<td>129</td>
<td>市内企業への雇用促進及び啓発</td>
<td>一人でも多く、障がいのある方が雇用されるよう、熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、事業主の研修会等を通じて障がい者雇用促進のための啓発活動及びＰＲ活動を進めます。</td>
<td>企業活動支援課</td>
</tr>
</table>

（２）障がい者雇用の促進

№	施策名	内容	担当課
130	職員採用の推進	令和5年6月1日現在、市職員の障がいのある方の雇用状況は、地方公共団体の法定雇用率2.6%を達成しています。 引き続き、障がいのある方が定着して活躍できるよう、計画的な採用に努めます。	職員課
131	障害者就労支援事業所からの物品調達の促進	障害者優先調達推進法に基づき、市では、「熊谷市障害者優先調達推進方針」を策定し、それを公表することにより障害者就労支援事業所等から優先的に物品を購入するよう促進します。	障害福祉課
132	労働環境の整備促進	障害者雇用促進法に基づき、雇用者に対し、短時間労働など障がいのある方が働きやすい労働環境の整備について促進を図ります。	企業活動支援課 障害福祉課
133	就労継続支援(A型・B型) ［再掲（49）］	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課

2　社会参加の促進

現状と課題

障がいのある方にとって、文化活動やスポーツ活動、障がいのない人との交流は、健康づくりや生きがいづくりに役立つばかりでなく、人間として成長するために非常に重要なことです。これまでも、障がいのある方が気軽にイベント等に参加できるように社会的条件を整え、支援に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き社会参加を促進するように支援を進めます。

各施策の取組

（１）社会参加への支援

№	施策名	内容	担当課
134	交流ふれあい活動の推進	障がいのある方をはじめ、多くの市民が参加し、気軽に楽しむことができる社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」事業を支援し、交流・ふれあい活動を推進します。 進捗状況の判断基準項目：ふれあい広場参加福祉施設（団体）数／R5実績値：25団体／R8目標値：30団体 ※　ふれあい広場は感染症により R2～R4 が中止のため、実績値が R5 となっています。	障害福祉課
135	障がいのある方に配慮した選挙の実施	郵便投票制度の周知や投票所へのスロープ設置など、障がいのある方が投票しやすい投票環境の整備を図り、選挙情報の配信や投票所での対応についても、配慮に努めます。	選挙管理委員会
136	障がい児者の公共施設利用の促進	令和6年1月に「熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例」を施行したことに伴い、各施設の障がいのある方の利用促進を図ります。	障害福祉課
137	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の推進	令和５年11月に「埼玉県思いやり駐車場制度」が開始されたことに伴い、制度の普及に努めるとともに、対象者へ利用証を交付します。	障害福祉課
138	市営本町駐車場の整備	市営本町駐車場に障がいのある方などが優先利用できるスペースを確保するなど、快適な交通環境の整備に努めます。	商業観光課

（２）文化・スポーツ活動への支援

№	施策名	内容	担当課
139	市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	本市が主催するイベントに、障がいのある方のみならず誰もが参加しやすいよう、会場整備の配慮に努めます。	関係課 障害福祉課
140	スポーツ大会の支援	障がいのある方が、各種のスポーツ大会などに参加し、楽しむことができるよう関係団体等と連携し支援します。	ｽﾎﾟｰﾂﾀｳﾝ推進課 障害福祉課
141	障がい者スポーツの推進	障がいのある方が気軽に身近な施設でスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、2025年に日本で開催されるデフリンピック、各種スポーツ大会及びイベント等の周知を行います。	ｽﾎﾟｰﾂﾀｳﾝ推進課 障害福祉課
142	文化活動支援	障がい者団体の文化活動に対して、広報や情報提供などにより、障がいのある方が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。また、活動の場として、障害福祉会館とともに、障がいのある方が利用しやすいよう整備された熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」の活用についても促進します。	社会教育課 障害福祉課
143	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展） ［再掲（78）］	障がいのある方が生きがいづくりを行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境の整備や必要な支援を行います。 進捗状況の判断基準項目 / R4実績値 / R8目標値 障がい者作品展出展者数 / 302人 / 305人	障害福祉課

（３）社会教育の充実

№	施策名	内容	担当課
144	生涯学習講座の充実	「障がい者青年学級」について、広報するとともに運営費を助成し、活動を支援しています。また、情報を得にくい聴覚障がいのある方を対象に「ろう者のための社会教養講座」を設け、世界各地の歴史や文化にふれた情報を提供したり、社会で活躍している聴覚障がいのある方から学ぶ機会を提供しています。引き続き障がいのある方の生涯学習講座を充実します。	社会教育課

基本方針5　安心･安全なまちづくり

～バリアフリー化や防災対策の推進～

障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していくために、社会にある様々な障壁（バリア）について、バリアフリー化を目指し、ハード面のみならず、防犯、防災など地域体制づくりを含め整備を行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

1　みんなにやさしいまちづくり

現状と課題

社会には、障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していく上で、様々な障壁（バリア）が存在します。これまでも、高齢者や障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、様々なバリアフリー化が行われてきました。しかしながら、障がいのある方が安全・安心に暮らしていくためには、十分とはいえません。平成18年に施行され、令和2年に改正された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、公園、公共交通機関、官公庁施設等を含む全ての生活関連施設において、高齢者や障がいのある方、妊産婦、けが人など全ての人が利用しやすい施設になるようなハード面を整備するとともに、バリアフリーに対する広報・啓発、教育、市民活動の支援等、心のバリアフリーに向けた取組を進め、あらゆる人々が利用しやすい生活環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考え方が形となった、ユニバーサル社会の実現を目指します。

各施策の取組

（１）生活空間の整備

№	施策名	内容	担当課
145	住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての人が、安全で住みやすい環境を実感できるように進めなければなりません。歩きやすい歩道の整備や公共交通機関等との連携、多機能トイレやわかりやすい案内表示の整備促進など、環境の総合的な整備が必要です。全ての市民に安全で快適なユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。	都市計画課
146	歩道の整備	歩道は、移動空間として重要なため、新たに整備を行う歩道については、段差解消など障がいのある方などに配慮した歩道整備を推進します。また、既設歩道についても、市民の要望を踏まえながら、計画的に改善を図るとともに、適切な維持管理を実施します。 進捗状況の判断基準 項目：既設歩道の補修件数　R4実績値：－　R8目標値：2件	維持課 道路課
147	交通環境の整備	安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、ユニバーサルデザインブロックの整備や自転車通行環境整備を行い、バリアフリー化を推進します。また、駅周辺を中心に、通行の妨げとならないよう放置自転車や違法看板等の撤去や啓発活動を実施し、快適な交通環境の整備に努めます。	安心安全課 都市計画課 管理課 道路課 維持課

		進捗状況の判断基準 項目 / R4実績値 / R8目標値 自転車通行環境整備 距離 / ― / 20.1㎞	
148	バリアフリーの商店街づくりの推進	障がいのある方、高齢者、児童などが安心して買物を楽しめるように、ドアの改善などのハード面、陳列表示、販売方法などのソフト面の充実を各商店街に働きかけます。	都市計画課 商業観光課

（２）生活環境の整備

№	施策名	内容	担当課
149	家庭ごみのハートフル収集の実施	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいのある方の自宅を訪問し、安否確認を兼ねて定期的な訪問収集を行います。	環境美化センター

（３）公共建築物の整備

№	施策名	内容	担当課
150	公共施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター、多機能トイレ、スロープなどを設置し、バリアフリー化をするとともに、バリアフリー設備の情報の公開に努めます。	都市計画課 全市有施設所管課
151	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	交通の要であるターミナル施設について、視覚障がいのある方にもわかりやすい案内の整備やエレベーター、スロープの整備などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

（４）理解の促進

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>152</td><td>心のバリアフリーの普及啓発
［再掲（13）］</td><td>障がいのある方のための施設や設備も、点字ブロック上への放置自転車など利用者の理解がなければ、新たなバリアを生み出しかねません。バリアフリー化をより効果的なものとし、配慮や手助けに関して理解を深めるため、障がい当事者による講話や、車椅子などを用いた体験学習をする「心のバリアフリー教室」を設定し、普及啓発を推進します。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>心のバリアフリー教室
開催
団体数</td><td>8団体</td><td>10団体</td></tr>
</table></td><td>都市計画課
障害福祉課</td></tr>
<tr><td>153</td><td>市政宅配講座への講師派遣</td><td>市政宅配講座において、講座メニュー「よくわかる障害福祉制度」と「ろう者のことを知って、手話であいさつしよう」を開設しています。市民の方の申込みにより、講師を派遣し、障がいのある方への理解の促進を図ります。
<table>
<tr><th>進捗状況の判断基準
項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr>
<tr><td>講師派遣件数</td><td>4件</td><td>6件</td></tr>
</table></td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

2　移動しやすい環境の整備

現状と課題

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。これまでも障がいのある方の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、環境の整備に努めてきましたが、十分とはいえません。引き続き移動しやすい環境の整備を進めます。

各施策の取組

（１）交通機関の利用促進

№	施策名	内容	担当課
154	人にやさしいバスの整備要請	障がいのある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、バス車両のバリアフリー化を推進し、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

（２）移動手段・外出支援の充実

<table>
<tr><th>№</th><th>施策名</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>155</td><td>福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援
［再掲（62）］</td><td>重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>タクシー制度利用枚数</td><td>7,885枚</td><td>7,890枚</td></tr><tr><td>燃料制度支給件数</td><td>1,669件</td><td>1,670件</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>156</td><td>移動支援事業
［再掲（73）］</td><td>屋外での移動が困難な障がいのある方の社会参加を実現するための外出について支援します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>157</td><td>コミュニティーバスによる移動支援</td><td>障害者手帳または、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人1人は無料で乗車できます。</td><td>企画課</td></tr>
<tr><td>158</td><td>障害児・者生活サポート事業の推進
［再掲（56）］</td><td>障がいのある方や子どもの家族等の介護負担の軽減と生活支援のため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。
<table><tr><th>進捗状況の判断基準項目</th><th>R4実績値</th><th>R8目標値</th></tr><tr><td>生活サポート利用登録者数</td><td>1,295人</td><td>1,350人</td></tr></table></td><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td>159</td><td>福祉有償運送の推進</td><td>安全な福祉有償運送を推進するため、大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会の活動を支援します。</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>

3　安全な暮らしの確保

現状と課題

援護が必要な障がいのある方に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。これまでも、防犯に関する啓発活動や、災害時への備えとしての地域体制づくりとして、要支援者名簿等を通して地域住民への周知や啓発を行い、福祉関係団体等に対しては、災害対応への意識啓発や、防災計画の策定、協定福祉避難所の増加などを通して連携・協議等に努めてまいりましたが、まだ十分とはいえません。本市として「公助」の充実に向け、取組を進めます。

各施策の取組

（１）地域の防災対策の推進

№	施策名	内容	担当課
160	避難行動要支援者支援制度の推進	災害時に自力で避難することが難しい障がいのある方の所在や状況などを把握し、避難行動要支援者名簿の作成に努めます。民生委員・児童委員や自治会、地域の自主防災組織との協力関係を築き、障がい特性に応じた情報伝達、避難誘導等の対応ができるよう避難行動要支援者一人一人の実情に応じた個別避難計画の作成を推進するとともに、避難行動要支援者に関係する支援機関等と連携し、より実効性のある計画づくりに努めます。	福祉総務課 長寿いきがい課 障害福祉課

161	緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知	災害時や日常生活の中で困った時に、障がいや難病のある方が、周囲の方の支援を得やすくするため、県が作成している「ヘルプマーク」や市作成の「ヘルプカード」について、配布・活用を促進し、市民の方へ周知・理解に努めます。   ヘルプマーク　　ヘルプカード ※　どちらも障害福祉課で配布しています	障害福祉課
162	防災知識の普及・啓発	広報紙などにより、災害時における障がいのある方の援助に関する知識の普及・啓発に努めます。また、地域での障がいのある方を支援する自主防災組織や防災に関するボランティアの育成と併せ、地域の防災訓練に障がいのある方が参加しやすい体制づくりを促進します。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
163	災害情報伝達体制の整備	在宅の障がいのある方に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、多様な情報伝達手段を調査研究し、災害情報伝達体制の整備に努めます。また、避難所においても、障がいのある方への情報伝達体制の整備に努めます。	危機管理課 障害福祉課 警防課
164	障がいのある方に配慮した防災基盤の整備	ハザードマップの整備や、各施設等において、わかりやすい案内板を設置するなど、障がいのある方に配慮した防災基盤の整備の推進を図ります。	都市計画課 危機管理課

<table>
<tr><td>165</td><td>障がいのある方に対する健康管理</td><td>災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障がいのある方や難病患者の心身に大きな影響をもたらすため、それぞれの障がいに配慮した健康管理が必要です。
在宅療養者からの相談に応じながら、保健所、医療機関等の関係機関と協議し、必要な体制づくりに努めます。</td><td>健康づくり課
熊谷保健センター
母子健康センター
障害福祉課</td></tr>
<tr><td>166</td><td>障がいのある方への情報提供・相談支援</td><td>災害情報や避難情報を配信するに当たり、文字による伝達である「メルくま」による情報伝達や県及びＮＨＫ、テレビ埼玉、ケーブルテレビ、ＦＭクマガヤ等放送事業者と連携し、視聴覚障がいのある方に対しての文字や音声放送等による広報など要配慮者への対策を積極的に行います。</td><td>広報広聴課</td></tr>
<tr><td>167</td><td>災害時ボランティア人材の育成</td><td>災害時ボランティア及び福祉ボランティアの応援体制の充実を図るため、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と協力・連携し、人材の育成に努めます。
<table><tr><td>進捗状況の判断基準
項目</td><td>R4実績値</td><td>R8目標値</td></tr><tr><td>災害ボランティア登録者数</td><td>135人</td><td>150人</td></tr></table></td><td>福祉総務課
障害福祉課</td></tr>
</table>

（２）　施設の防災対策の推進

№	施策名	内容	担当課
168	防災計画の策定	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。災害発生時の職員の任務分担・動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織などとの連携について、防災計画を策定するよう、施設管理者に対して指導します。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
169	防災教育・防災訓練の実施	災害時に防災計画が有効に機能するためには、施設ごとの入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の実施を促すとともにその充実を図るよう働きかけます。また、施設管理者や職員に対し、講習会を行うなどして総合的な防災力の向上を図ります。	警防課
170	施設・設備の整備・充実	施設や設備が災害時に機能を生かせるよう、それらの定期的な整備・充実・点検の実施を施設管理者に対し指導します。	警防課
171	社会福祉施設と地域の連携	災害時に速やかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。ふだんから、災害時を想定した地域の自主防災組織や事業所などとの連携体制の整備に努めるよう施設管理者に対して働きかけます。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課

172	被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備	災害時、施設管理者に対し、在宅の重度障がいのある方や寝たきりの高齢者の受入体制の整備を進めるよう働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障がいのある方に対しては、関係機関や事業者と連携を図り、補装具、日常生活用具、ガイドヘルパー、手話通訳などについて、適切な対応がとれるよう努めます。	障害福祉課
173	福祉避難所の体制整備	災害時に高齢者等避難又は避難指示が出された場合、避難行動要支援者等を含めた市民は、避難所へ避難することになります。避難所では要配慮者専用スペース等を適切な場所に設置するなど要配慮者の避難生活に配慮することになっていますが、これら避難所において避難生活を送ることが困難な特別な支援を必要とする方を対象に、福祉避難所を開設します。市では、高齢者施設や障がい者施設などを福祉避難所として指定し、環境の整備を図ります。	危機管理課 長寿いきがい課 障害福祉課

（３）安心して生活できる環境づくり

№	施策名	内容	担当課
174	交通安全知識の普及・啓発	交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を実施するなど、交通安全知識の普及・啓発に努めます。	安心安全課
175	防犯知識の普及・啓発	防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や広報活動を実施し、防犯知識の普及・啓発に努めます。	安心安全課

176	防犯と安全対策の充実	地域や関係機関における支援体制づくりを推進し、日常における障がいのある方への犯罪被害防止と緊急時の安全を確保するための支援施策の充実に努めます。	安心安全課



題名「　自　由　」



題名「　ライオン　」